

この通知は、進学後、進学先の学校への提出が必要です。紛失しないよう大切に保管してください。

令和4年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】

令和3年10月18日

登録番号	99999901-100-00999			
学年等	3	年	10	組
	出席番号		A000001	
氏名	学校用 見本様 (ガツウヨウ ミホ)			

* 99999901 #5999999

交付書類コード=F

※ コードにより交付される書類が異なります。
封筒の裏面にてご確認ください。

独立行政法人日本学生支援機構

1. 申込内容及び選考結果

申込内容	給付奨学金	貸与奨学金			
		第1希望	第2希望	第3希望	入学時特別増額貸与奨学金
	希望する	併用貸与	第一種奨学金	第二種奨学金	希望する

選考結果	給付奨学金	貸与奨学金		
		併用貸与(※1)	第一種奨学金	第二種奨学金
	候補者決定 支援区分: 第I区分	候補者決定	—	—
要件確認(※2)	国籍・在留資格等	○	○	—
	家計に関する基準	○	○	—
	学業成績・学修意欲に関する基準	○	○	—
	高卒後の期間、高卒認定合格(見込)	○	○	—
	必要書類の提出(※3)	○	○	—

※1 併用貸与とは、第一種奨学金と第二種奨学金の両方の貸与を受けることを表します。

※2 「○」は各要件・資格等に該当、「×」は非該当(必要書類未提出等の理由による判定不可を含む)、「—」は申込時に希望していない(もしくは希望順位の高い種類が決定した)ため未判定であることを表します。

※3 「必要書類の提出」の「必要書類」とは、「奨学金確認書」、マイナンバーを提出できない場合の「所得証明書」等又は国籍・在留資格に関する証明書(該当者のみ)等です。

2. 採用候補者となった奨学金の内容について

		給付奨学金(注1)	第一種奨学金(無利子)(注3)	第二種奨学金(有利子)	入学時特別増額貸与奨学金(有利子)
利用条件		支援区分: 第I区分◆ 社会的養護を必要とする人	最高月額利用: 可 猶予年限特例: 対象		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込: 不要
申込時の 選択内容 (注2)	貸与額	*****	最高月額	月額120,000円	一時金500,000円
	返還方式	*****	所得連動返還方式	定額返還方式	定額返還方式
	保証制度	*****	機関保証	機関保証	機関保証
	利率の算定方法	*****	*****	利率見直し方式	利率見直し方式

注1 給付奨学金の月額「利用条件」欄に記載の「支援区分」、進学先の学校の学校種別、設置者(国公私)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まります。なお、支援区分は、家計の状況により毎年度10月に見直されます。

また、給付奨学金の支援区分に「◆」印がある人で生活保護世帯の自宅から通学する場合は、給付奨学金の月額に、見直し(「給付奨学生採用候補者のしおり」参照)の提出が必要です。

ここに記載がある方は、「授業料減免に係る申請書」の提出も必要です。詳しくは入学手続き書類に同封した「高等教育修学支援制度(授業料等減免)のご案内」をご参照ください。

ここに【必要】と印字されている方は、裏面の3(1)でどちらかにチェックをしないと、手続きができません。事前によく確認してください。

注2 貸与額の算定は、(国公立)及び通学形態(自宅通学・自宅外通学)により定まる金額(「貸与奨学生採用候補者」の「利用条件」欄に「最高月額利用: 不可」と印字されている場合、「最高月額」を超過する金額は利用できません。また、給付奨学金を併せて利用する場合は、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。

(注意事項)

- ① 本通知に同封されている「給付奨学生採用候補者のしおり」又は「貸与奨学生採用候補者のしおり」を必ず読んでください。
- ② 裏面に記入のうえ、進学後すみやかに進学先学校に提出し、期限内に手続きをしてください。
- ③ 本通知を紛失した場合には、奨学金の振込開始が大幅に遅れますので、紛失しないよう気を付けてください。

【進学後記入欄】

学籍番号	入学式当日にお渡しする学生証で確認できます。		
学部・学科			
(フリガナ)	記 入		
氏名			
進学後の 連絡先 (本人)	住所	〒 自宅から通学する場合は自宅住所を、下宿先から通学する場合は下宿先の住所を記入してください。	
	電話番号	携帯電話番号	— 記 入 —
	固定電話をお持ちの方のみ記入してください。		

奨学金は、学生本人口座に振り込まれます。未開設の場合は、開設してから本紙を提出してください。

1. 奨学金振込口座について (全員次の口にチェック)

- 採用候補者本人名義の普通預金(通常貯金)口座を金融機関に設けました。

2. 給付奨学金について (給付奨学金の採用候補者となっている人は、いずれか1つの口にチェック)

- 進学届にて「自宅通学」を選択します(入学月より自宅通学となるため)。
 進学届にて「自宅外通学」を選択します(入学月より自宅外通学となるため)。
 ついては、進学先の学校へ入学月において自宅外通学であることの証明書類を提出します。

3. 貸与奨学金について

該当者は、証明書類をご準備のうえ、本紙と一緒に提出してください。
 証明書類とは、以下がわかる「貸与契約書」のコピーです。
 【学生本人が居住していること、契約日、入居日、契約期間、契約内容】

(1) 入学時特別増額貸与奨学金

(入学時特別増額貸与奨学金の利用条件について、「日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要」と印字がある人は、次のどちらかの口にチェック)

- 入学時特別増額貸与奨学金を利用します。
 ついては、本紙に次の2点の書類を添えて提出します。
- ① 「入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」(本通知に同封の様式)
 - ② 融資できないことが記載された日本政策金融公庫からの通知文のコピー
 (圧着はがきの場合は、申込者氏名が印字されている宛名面のコピーも提出します。)
- 入学時特別増額貸与奨学金を辞退します(必要書類が調えられなかった場合を含む)。

表面にこのように印刷されている方は、必ず本欄のいずれかにチェックを入れてください。
 書類が必要な方は、事前の準備をしてください。

(2) 保証制度 (「人的保証」を選択している奨学金がある人は、次のどちらかの口にチェック)

- 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方が日本学生支援機構の定める条件に合致することを確認し、連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方から保証を引き受ける旨の承諾を得ました。
- 進学届の提出時に、保証制度を人的保証から機関保証に変更します | 条件を満たす人に承諾を得ら

【人的保証】では、もし奨学生が貸与奨学金を返還できなくなった時に「連帯保証人」、「保証人」の順に返還責任を負います。このことを踏まえ、以下2点を事前に確認しておいてください。

- ① 機構の定める条件に合致する人物である。 → 「貸与奨学金のしおり」P. 10
- ② 連帯保証人及び保証人を依頼する予定の方に承諾を得ている。

【機関保証】は、保証機関が連帯保証する制度です。一定の保証料を支払うことで、奨学金の申込みができます(保証料は毎月の振込金額から差し引かれます。)。機関保証では、連帯保証人及び保証人は不要です。